



日 監 第 4 4 号
令和 6 年（2024 年）8 月 14 日

日野市長
大 坪 冬 彦 様

日野市監査委員 福 島 基

日野市監査委員 中 嶋 良 樹

令和 5 年度日野市の健全化判断比率 に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度日野市の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和５年度 財政の健全化判断比率審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定による審査

２ 審査の対象

- (１) 実質赤字比率 (＊)
- (２) 連結実質赤字比率 (＊)
- (３) 実質公債費比率 (＊)
- (４) 将来負担比率 (＊)

３ 審査の期間

令和６年７月１８日から令和６年８月８日まで

４ 審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、市長から審査に付された令和５年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか等を主眼として実施した。

なお、本審査は日野市監査基準に準拠し実施した。

第２ 審査の結果

１ 結論

審査に付された令和５年度決算に基づく財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に算定及び作成されているものと認められた。

財政の健全化判断比率

(単位：％)

	令和５年度	令和４年度	対前年度増減	早期健全化基準
実質赤字比率	－ (▲10.87)	－ (▲7.64)	▲3.23 ポイント	11.53
連結実質赤字比率	－ (▲18.76)	－ (▲18.00)	▲0.76 ポイント	16.53
実質公債費比率	▲1.4	▲2.4	1.0 ポイント	25.0
将来負担比率	6.4	－ (▲4.9)	11.3 ポイント	350.0

※ 健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、それぞれ赤字比率「０％」を下回るため「－」表記としている。

() 内に計算上の数値を表示した。

第３ 意見・要望等

財政の健全性に関する４指標（健全化判断比率）のうち、実質赤字比率については、マイナス１０．８７％で前年度比３．２３ポイント改善した。

連結実質赤字比率については、マイナス18.76%で前年度比0.76ポイント改善した。

実質公債費比率については、マイナス1.4%で前年度比1.00ポイント悪化した。

将来負担比率については、6.4%で前年度比11.3ポイント悪化した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率の前年度比改善の要因は、市税・株式等譲渡所得割交付金・諸収入（補助金返還金）による収入増によるところが大きい。また、実質公債費比率及び将来負担比率の前年度比悪化の要因は、起債の償還金の開始によるところが大きい。

今後も予算執行及び地方債発行には財政状況を十分に配慮するとともに、社会情勢の変化に適応しながら、創意工夫を凝らし、健全かつ適正で効率的・効果的な行財政運営のさらなる推進に努められるよう要望する。

* 実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、土地区画整理事業特別会計）の実質的な赤字額が、標準的な収入（標準財政規模）に対してどの位の割合になるかを示す指標である。

* 連結実質赤字比率は、全会計（一般会計、全ての特別会計、公営企業会計）を合算した実質的な赤字額が、標準財政規模に対してどの位の割合になるのかを示す指標である。

* 実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等（東京たま広域資源循環組合、南多摩斎場組合、東京都市町村総合事務組合、後期高齢者医療広域連合、東京都十一市競輪事業組合、東京都四市競艇事業組合、浅川清流環境組合）の実質的な借入金などの年間返済額が、標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る地方交付税の基準財政需要額算入額を控除した額）に対してどの位の割合になるのかを示す指標である。3カ年の平均値で表す。

※ なお、令和4年度の単年度実質公債費比率は、令和5年度審査において「▲1.89753%」であったが、令和6年度審査において「▲1.85731%」に修正された。数値の変更による令和4年度の実質公債費比率（3カ年平均）の算定結果「▲2.4%」の変更はない。

* 将来負担比率は、全会計、一部事務組合等及び地方公社等（土地開発公社）が抱える実質的な負債の残高が、標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る地方交付税の基準財政需要額算入額を控除した額）に対してどの位の割合になるかを示す指標である。